

で、安保法制が制定された背景、またそれに基づいて憲法九条を改正することは考えない、これが私たちの立場ではないかというようなことについて具体的に御説明をくださいました。

ところが、御案内のとおり安倍総理は、五月三日の、憲法九条に新三項を追加すべきだ、自衛隊の存在を明記すべきだという旨の読売新聞のインタビュー、また改憲派の集会におけるビデオメッセージの発言については、自民党総裁の発言であるので読売新聞を読んでくれと衆議院で言い放った。暴言、議会政治を否定する暴言だと思いますが、言い放っているところでございます。

同じ内閣の同じ閣僚でございますので国会に対する説明責任の考え方は一致しないとイケないと思っておりますけれども、岸田大臣は、宏池会の会長としての九条についてのお考え方をこの外交防衛委員会である御説明いただいたお立場として、安倍総理の自民党総裁としての発言は、国会の委員会では答弁はしないという姿勢は、国会及び国民に対する説明責任において誤った、かつ不合理な理屈の立たない主張であると、そのような理解されるということでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほどの答弁の冒頭で申し上げたように、憲法の改正につきましても、憲法審査会において各党派によって議論を行うという承知をしております。これは総理も同様の発言をされております。そして、私としても外務大臣としての発言は控えさせていただきます、これを申し上げさせていただきます。そして、その上で、御質問が宏池会の会長としての発言についての御指摘だったので、それについてお答えをしたわけでありまして。

総理も総裁としての発言は読売新聞を見てくれという発言をされていたと承知をしておりますが、総裁としての発言は読売新聞の方を讀め、読んでくれということではありますが、私の場合は、読売新聞等、そういった引用すべきものはありませんので、あえて宏池会の会長としての話を簡潔に答弁させていただいた次第でございます。

○小西洋之君 安倍総理は読売新聞のインタビューがあるから国会で答弁しななくていいと、説明はしなくていいと、そういう趣旨で今御答弁いただいたんでしょうか。

岸田大臣は宏池会会長としての発言をこの国会の場で国民、国会に対して御説明くださいました。安倍総理は自民党総裁としての発言を国会の委員会の場で答弁しないことは許される、説明責任という観点において許されるのか、議会政治における説明責任という観点で許されるのかということ。また、読売新聞を讀めという発言は不適切な発言とは考えないとお考えなのか。その二点について結論だけ簡潔に答弁ください。

○国務大臣(岸田文雄君) 総裁としての発言について総理として説明をされたものであると思えます。私も宏池会会長としての発言について説明をした次第であります。

○小西洋之君 いや、じゃなくて、御案内のとおり、総理は自民党総裁としての発言は国会では説明しないと、読売新聞を熟読しろと民進党の議員に対して言い放っているわけでございます。そのずれですね。岸田大臣は宏池会会長としての九条の考え方を御説明されるのに、安倍総理は総理大臣として自民党総裁の九条についての考え方の発言を説明しない。これは、国民への説明責任、議会政治、議院内閣制における内閣の説明責任として許されないことであるというお考えでよろしいですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 総理は総裁としての発言について御指摘のような発言をされました。私は質問受けて、この指摘、資料に示された発言が変わっていないのかという質問に対して変わっていないということをお申し上げました。その前提で、この発言について少し説明を加えたのは事実であります。これは私自身、これは質問に対して的確に答えたいものであると認識をしております。これは国会の答弁の中で必要最小限質問に答えたものであると考えています。

○小西洋之君 まさに岸田大臣は、宏池会の研修

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

冒頭、今の藤田委員の質問の続きをちょっと、関連を私もさせていただきたいんですけれども、藤田委員がお配りされた資料、岸田大臣と稲田大臣の発言の九条に関する資料をちょっと使わせていただきたいと思えます。

岸田大臣に伺いますけれども、岸田大臣は先ほど宏池会の会長としての、二〇一五年十月五日の宏池会研修会における宏池会会長としての九条についての考え方を答えますとおっしゃった上

会での会長としての御発言について、今も変わっていないこと、そしてその当時の発言の趣旨も含めて丁寧な答弁をいただいたと思います。

もう簡潔にお答えください。岸田大臣は同じ閣僚の立場として、安倍総理の自民党総裁としての九条の考え方の発言については、インタビュなどについては国会では説明しないと、そういう考え方は不適切だとお考えになりませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 総理は総理のお立場で総理の考えで発言をされています。私も私の考えで受けた質問に対してお答えをしています。それぞれ国会において質問を受けて誠実に答えていると考えます。

○小西洋之君 じゃ、総理の読売新聞を熟読しろという答弁は不適切ではないと、国会の議論、総理の答弁としては不適切ではないということであると思いますか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の御発言については、総理のお考えに基づいて総理として適切に答える、答えようとする中で発言であると思っております。

○小西洋之君 委員長にお願いしたいんです。政府の統一見解を求めたいと思います。

岸田大臣は、宏池会会長としての国会議員、また自民党の政治家としての発言、九条の考え方に ついて、その背景、理由についてる答弁をいた だきました。片や安倍総理大臣は、自民党総裁と しての九条に関する考え方について、自民党総裁 としての発言なので総理としては国会では答弁し ないということをおっしゃっています。

この二つは矛盾していると考えますけれども、 議院内閣制における内閣の国会に対する連帯責 任、また議院内閣制、また議会政治における内閣 の国会、国民に対する説明責任といった民主制の 根幹に関わる観点も踏まえて、それらの観点を踏 まえた上で、これらの説明が矛盾していると考え ますけれども、それが矛盾してはいないのであれ ば、その理由について政府の統一見解をこの委員 会に提出することを求めます。

○委員長(宇都隆史君) 委員会における政府の答 弁に対する統一見解ということによろしいです かね。

○小西洋之君 はい。

○委員長(宇都隆史君) ただいまの発言に関しま しては、後刻理事会におきまして協議いたしま す。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。ま だ、岸田大臣に伺いますけれども、岸田大臣 も政調会長時代の発言として……(発言する者あ り) ああ、失礼しました、稲田大臣です、大変失 礼いたしました。稲田防衛大臣に伺いますけれど も、九条二項、もう既に現実には全く合わなくな っている九条二項をこのままにしておくことこ そが私は立憲主義を空洞化するものであると考え ますというふうに言っているところでございま す。

法制局長官にお越しいただいておられますけれど も、一般論として、攻撃型空母、カール・ビンソ ンなんかはそうだと思うんですけども、攻撃型 空母を保持することは憲法九条二項の戦力に該当 して違憲であると、我が国の自衛隊は保持できな いと、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 従前から憲法九 条の解釈として、相手方をせん滅するようなそ のような兵器といったようなものは自衛の限界を超 えるということと保持できないという見解を示し ております。

○小西洋之君 攻撃型空母は持てないという答弁 はもうあるあります。攻撃型空母は持てない、違 憲であるということによろしいですね。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 攻撃型空母の概 念でございますけれども、どのようなものがそれ に当たるかというのはちよつと別論といたしまし て、まあそのようにいわゆる攻撃型空母というも のは持てない、ICBMのようなものも持てない というような答弁がございまして、

田大臣は、現実には全く合わなくなっている九条二 項、これが立憲主義を空洞化するというふうにお っしゃっておりますけれども、これは防衛大臣 としてもこの考え方のままだということによろし いでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 私は今防衛大臣として この場に立つております。そして、先ほど九条二 項の解釈としての攻撃型空母について法制局長官 がお答えになったとおりでございます。

○小西洋之君 何の答弁にもなっていないんです けれども。

稲田大臣に伺いますけれども、なぜ今の九条二 項は現実には全く合わなくなっていて、かつ立憲主 義を空洞化するということにお考えだったんで しょうか、当時、答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 私は今、政府の一員で あり、防衛大臣としてこの場に立つておりますの で、政調会長時代の私の発言についてコメントす ることは差し控えたいと思います。

○小西洋之君 岸田大臣は自民党の党人としての 御発言を答弁されておられますが、ちよつとこれ をやっている時間があれますので、非常におか しい発言だということに思います。

じゃ、稲田大臣は、九条の二項において、解釈 で、攻撃型空母などは持てないという解釈で来て おりますので、これは憲法違反の安保法制の下で もそういう解釈を安倍政権は主張しておりますけ れども、そうした意味で九条二項は私は厳然たる 法規範であると思うんですけども、なぜ立憲主 義を空洞化する、九条二項は立憲主義を空洞化す るというふうにお考えだったのでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 私は今、政府の一員と して答弁しておりますので、当時、政調会長時代 の私の質問についてお答えする立場にはないとい うことは先ほど申し上げたとおりでございま す。

また、ここに書かれているのは私の長い質問の 中の一部でございまして、ここで問題にいたして おりますのは、文理解釈をすれば、九条二項を

文理解釈をすれば、自衛隊が違憲であるといふこ とを、憲法学者の七割が違憲ないしは違憲の疑い があるということをおまにしておいていいの かというそういう問題意識の下で質問を當時した ということとでございます。

○小西洋之君 いや、ここでございましては九条二 項の文理解釈の話ではないんですけれども、 全体の文理解釈の話ではないんですけれども、 じゃ、それは結構として、私は、端的に、憲法 の今の九条二項が現実には合わなくなっている ことを空洞化するなどという発言を過去に自民党の 政調会長という政治家としての重責のある立場で おっしゃった方が防衛大臣をやっていること自体 が私は許されません。あなたのお考え、存在自体 がまさにこれ憲法違反ですよ、憲法尊重擁護義務 があるわけですから、あなたは防衛大臣にふさわ しくないというふうには考えますが、いかがで すか。(発言する者あり) いや、憲法尊重擁護義務 は我々国会議員は有しますから、閣僚も有しま すから、憲法尊重擁護義務に違反するお考えをお 持ちの方は、当然憲法違反を犯しているわけでご ざいます。これに自民党からやしが飛ぶことが分 からないんですけれども、防衛大臣は、こうした お考え、九条二項に対してのお考えをお持ちのあ なたは防衛大臣にふさわしくないというふうにお 考えになりませんか。(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) お待ちください。 たゞいまの小西洋君の質問の中で不適切な発言が あったのではないかとこの疑義がございましたの で、これは後刻理事会にて協議をし、適切な対応 をしたいと思っております。

答弁をお願いいたします。稲田防衛大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) 先ほど御答弁いたし ましたように、法治国家であるところの、その基 本法であるところの憲法遵守義務、これは閣僚全 てが負っているものでありますし、私自身も憲法 に従って職務を遂行するというところでございま す。

○小西洋之君 何を聞いてもお答えになりませ

ん。岸田大臣を見習っていた。だいたいと思えますけれども。

では、また重ねて伺いますけれども、安倍総理は九条一項、二項を存置したままで新三項を書いて、そこに自衛隊の存在を明記するという九条三項の改憲論を主張されておられますけれども、ところが岸田大臣は、九条二項は現実に全く合わなくなっていて、かつ九条二項は立憲主義を空洞化するというふうな……（発言する者あり）稲田大臣は、失礼しました、おっしゃっているわけでございますけれども、そうすると、稲田大臣は安倍総理の九条三項、新三項を加えるという憲法改正の御主張は立憲主義を空洞化する、九条二項を存置しますから立憲主義を空洞化する改正案であると、考え方であると、そのように理解しているというふうなことでよろしいでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 憲法改正に関しては、様々な意見を国権の最高機関であるところの国会の憲法審査会において御議論いただくものであつて、政府の一員である私から何かコメントすることは差し控えたいというふうな思っております。○小西洋之君 全く答弁くださいませんか、また次の機会に譲らせていただきます。では、別の質問をさせていただきます。

アメリカ軍、空母カール・ビンソンなどと自衛隊の共同訓練の質問を伺わせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、アメリカ海軍のホームページの写真を掲載した朝日新聞の記事を配らせていただいております。

横島長官に伺いますが、空母カール・ビンソンは、トランプ大統領の無敵艦隊を派遣する、またハリス太平洋軍司令官の北朝鮮を、攻撃圏内にある等々の発言の下に派遣されている空母打撃群の主軸でございます。この写真のとおり、我が国の自衛隊の護衛艦が共同訓練をしておりますけれども、私は、空母カール・ビンソン打撃群はまさにアメリカが北朝鮮に対する武力の威嚇、これ国連憲章でも禁止されておりますけれども、武力の威

嚇を現に行つていて、その武力の威嚇を行つていける軍隊と共同訓練を行うことは、北朝鮮あるいは国際社会から見ても、我が国は武力の威嚇を行つていけるというふうな解されるしかない。

私は、北朝鮮が行つていけることは国際法違反であり、北朝鮮をもうあらゆる手段を講じて、国際法に合致する限りのあらゆる手段を講じて彼らの核やミサイルの開発を止めなければいけないというふうなずっと主張をしておりますし思つておりますけれども、ただ、このカール・ビンソンと自衛隊の共同訓練は、憲法九条一項で禁止している武力の威嚇をもつて国際紛争を解決する手段とするに違反する、違憲であると考えますが、いかがでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 当局としてお尋ねの共同訓練について詳細、事実関係を承知しているわけではございません。また、米軍、米国の意図、目的等について承知しているわけでもございません。また、国際法上の評価について何か申し上げる立場にもございませんが、あえてお尋ねでございますので、憲法九条一項の武力による威嚇と申しますと、憲法九条一項の武力による威嚇とは、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することである、そういうふうな解されております。

そのことを踏まえますと、今回のお尋ねのその共同訓練でございますけれども、これはこれまで防衛省等から説明がされているとおり、まさに自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を目的として実施されたものであることから、この武力による威嚇には当たらないものと考えられます。

○小西洋之君 長官に伺いますけれども、自衛隊の戦術技量の向上、また米軍との連携強化、アメリカ軍は、今まさにあなたが読み上げていたたいこの日本語そのままのとおり、武力の威嚇を行つていられるわけですから、そうした軍隊との関係において戦術技量の向上、また連携強化のために

行う共同訓練は、我が国として武力の威嚇を行つてしまつていけることになるんじゃないでしょうか。論理的にお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 今のお答えは、今回の共同訓練についての答えは先ほどお答えしたとおりでございます。

○小西洋之君 いや、答弁になつていないので、法制局長官なんですから、名のる以上は、長官と名のる以上は、論理的にお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 繰り返しになりますが、前提としての事実認識が恐らく食い違つていけると思ひますので、お尋ねの共同訓練についての憲法上の評価につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。

○小西洋之君 防衛大臣あるいは法制局長官、どちらでも結構で、政府の方のどなたでも結構ですけれども、政府として、今回の空母カール・ビンソン打撃群の派遣行動というのは、今、横島長官がおっしゃつた、アメリカにおいて、現実はまだ武力を行使してはいないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇すること、これに該当している、事実関係として、日本政府として認識されているということではよろしいでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) そのようには認識しておりません。

○小西洋之君 では、その理由をお示しいただけますか。

無敵艦隊を派遣すると大統領が言い、また太平洋軍の司令官始め、北朝鮮の、攻撃圏内にある等々の発言の下に派遣されている空母打撃群が、なぜ先ほど私が読み上げた日本語としての武力の威嚇に該当しないのか、その理由を御説明いただけますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 先ほど長官からも御答弁申し上げましたように、憲法九条一項の武力による威嚇とは、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使

するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することというものと認識しております。

その上で、武力による威嚇は、国連憲章第二条四において、全ての加盟国はこれを慎まなければならぬとされ、国際法上違法とされており、このような国際法上違法な武力による威嚇を行う他国の軍隊と我が国が共同訓練を行うことはおよそありません。今回の日米共同訓練も、海上自衛隊の戦術技量の向上及び米海軍との連携強化を図ることを目的として実施しており、このことは、日米間で訓練の目的は一致をいたしております。

したがって、憲法により禁止されているところの武力による威嚇に当たすることはあり得ないというふうでございます。

○小西洋之君 何の答弁にもなつていませんけれども、ちよつと政府としての統一見解を求めたいと思ひますけれども。

先ほどの、我が国の武力の威嚇という理解でよろしいので、法制局長官読み上げたあの言葉の意味に照らして、この度の空母カール・ビンソン打撃群の派遣がなぜ武力の威嚇にならないのか、アメリカから北朝鮮に対する武力の威嚇にならないのか、政府として考えるのかについては結構ですから、政府の統一見解をこの委員会に提出を求めます。

○委員長(宇都隆史君) ちよつと質問でお願いいたします。

○小西洋之君 じゃ、簡潔に。

○政府参考人(森健良君) 国際法上の評価ということで御答弁申し上げますけれども、国連憲章第二章四項により禁止される武力による威嚇とは、一般に、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ国際法上違法な武力行使を行うとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することというふうに考えております。

その上で、本件について申し上げますと、日米安保体制を中核とする日米同盟はアジア太平洋の



るいはまた委員会で質問をさせていただきます。

全く承知をしておりませんけれども、もう自分の考えで質問をしようと思つたんですけれども、申し上げますけれども、なぜこういうことを聞くかということ、こういうことをしている、北朝鮮から、日本がいざというときにアメリカと一緒に武力を使用するそういう国だと思われるわけですよ、常識で。そうすると、日本には在日米軍基地があるわけですから、日本そのものが攻撃対象になるし北朝鮮の違法な武力攻撃の正当化としても使われ得るわけです。

過去の戦争の悲惨な経験から、軍事力の行使については基本的に憲法九条においてこれを行つてはいけない。それには、もう過去の幾多の戦争の犠牲の上の歴史の教訓が刻まれているわけでございます。

あと、これ質問もしようと思つたんですけども、この共同訓練は当然あらゆる実力行使のための技術の向上だと思われ、技術の向上の中に集団的自衛権などが含まれるのであれば、この共同訓練自体が過去の政府見解に照らしても違憲となるというところでございます。

じゃ、ちょっともう残り時間が限られておりますので、じゃ、武器等防護について何わせていただきたいと思ひますけれども、先日、「いずも」です、ヘリコプターを積むその「いずも」が、一番大きな護衛艦の「いずも」がアメリカの補給艦に武器等防護をしたという報道が一斉になされました。しかし、政府はそれに対して説明を拒否しております。ところが、実は、これについて政府は明らかにしていなかつたんですけれども、「いずも」はその補給艦と共同訓練をした。また、「いずも」の後に派遣をされた護衛艦一隻もその補給艦と実は共同訓練をしたというふうに行っているわけでございますけれども、そうした共同訓練を行つたという、行つたかどうかだけ、一言でいいですから、事実関係をお願いいたします。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。海上自衛隊の護衛艦「いずも」と「さざなみ」

でございますが、五月一日から三日まで関東南方沖から南西諸島東方沖に至る海域において米海軍の補給艦とともに海上自衛隊の戦術技量の向上及び米海軍との連携強化を目的として各種戦術訓練を行つたところでございます。

○小西洋之君 伺いたいんですけども、共同訓練をするような船に、一般論として結構なんですけれども、この九十五条の二の防護です、共同訓練を現にやっていると、それが何かに襲われたときに防護するという立て付けになつていきますけれども、その共同訓練と一緒に計画としてやるようなところに元々防護の必要というのが一般論として生じ得るんでしょうか。

分かりますか。共同訓練をやつているときに不測の事態で防護というのが九十五条の二項ですけれども、これ自体は違憲の条文だと思つていまして、今回の報道と今の答弁併せると、共同訓練やつていながらこの防護もやつていたということになるんですが、そもそも防護の必要性というのは一般論として、そういう場合合つてあり得るんでしょうか。

○委員長(宇都隆史君) 時間ですので、簡潔に答弁願います。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。九十五条の二に基づく武器等防護でございますが、これは自衛隊と連携して従事する活動が我が国の防衛に資する活動に当たつては、そういう米軍を防護する規定であります。

どのような行動が我が国の防衛に資する活動になるかということについても、これは政府として見解を既に申し上げておりますけれども、実は、条文の中にも共同訓練を含むということも明記をいたしております。したがつて、共同訓練をやつているときにこの九十五条の二による防護を掛けること、これはあり得るというふうな考えでございます。

○委員長(宇都隆史君) 時間です。

○小西洋之君 終わりますが、政府の答弁が答弁になつていないということを御指摘させていただきます。

きます。